

丹波山村所有者不明土地利用円滑化等推進法人募集要領

1 目的

本要領は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 47 条の規定に基づく所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、指定する法人を募集するため、定めるものとする。

2 事業概要

(1) 業務名

丹波山村所有者不明土地利用円滑化等推進法人

(2) 業務期間

指定日から令和 6 年 3 月 31 日まで

なお、業務期間は、業務の実施状況に応じ、延長または中断することもある。

(3) 業務内容

法第 48 条で定める業務

3 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 丹波山村内に本店又は支店若しくは営業拠点を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していない者であること。
- (4) 納期が到来している直近の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

4 募集期間

令和 5 年 7 月 24 日午前 9 時から令和 5 年 8 月 16 日午後 5 時まで

5 提出書類

	提出書類	様式等	提出部数
1	定款	任意様式	1 部
2	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	写し可	1 部
3	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	写し可	1 部
4	法人の組織及び沿革を記載した書面と事務分担を記載した書面	任意様式	1 部

5	前事業年度の事業報告書、収支 予算書、貸貸対照表	任意様式	各1部
6	業務に係る従業員配置計画	任意様式	1部
7	これまでの所有者不明土地等 の利用に向けた活動実績を記 載した書面	任意様式	1部
8	活動地域を示す図面	任意様式	1部
9	法第48条各号に規定する業務 に関する計画書	任意様式	1部
10	納税証明書（直近のもの）	写し可	1部
11	業務に関し参考となる書類 （提出は任意）	任意様式	1部

6 受託事業者の決定方法

提出書類を下記の審査基準に照らし、優先交渉権者を決定する。

原則、書面による審査を予定しているが、対面による審査を実施する場合、後日通知する。

活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ・法第48条の業務を行う計画を有する法人であること ・所有者不明土地や低未利用土地の利用の円滑化等を活動目的としていること
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に、所有者不明土地や低未利用土地の利用を目的とした活動実績があること、又は、類似した活動実績があること
組織形態・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること、又は、必要な経費を賄うために、村以外が所管する公共団体の補助金や民間資金を活用する計画があること ・関係する行政機関や民間団体等とすでに連携して活動を行っていること、又は、今後行うことができると確認できること

7 推進法人の指定

優先交渉権者と詳細を協議のうえ、推進法人として指定する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

8 留意事項

応募にあたっては、法及び「丹波山村所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱」を参照すること。

推進法人として指定されたことにより、業務委託料等が発生することはなく、法人として有している経済的基礎を活用することや、公共団体の補助金や民間資金を活用し、事業を実施すること。

9 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

10 提出方法

総務課に持参又はメールにて提出

総務課メールアドレス soumu@vill.tabayama.yamanashi.jp

11 問い合わせ先

丹波山村総務課（担当：船木）

TEL：0428-88-0211 FAX:0428-88-0207 E-mail:soumu@vill.tabayama.yamanashi.jp